

錦町森林整備計画

計画期間 自 平成30年4月 1日
至 平成40年3月31日

熊本県
錦町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	8
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	8
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	12
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	13

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3	作業路網の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	17
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	18
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保険施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
V	その他森林の整備のために必要な事項	18
1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

錦町は、県の南部に位置し球磨郡のほぼ中心にあり、南部山岳地帯（標高 1,000m）より北に向かって傾斜しており、町内中心部は標高 157.37m に位置している。東にはあさぎり町があり西には人吉市、南には宮崎県西諸県郡、北は相良村と接し、町内の中心部を国道 219 号線が東西に横断し、また国道と併行して北寄りに約 2 km 隔てて球磨川が西流しており、この地域一帯が集中した水田地帯である。地質的には、南部北部とも中性層の火山灰土壌で形成されているが、球磨川沿岸平坦部は沖積層になっている。

気候は、人吉盆地を中心とした内陸性の気候であり、年間の寒暖差、昼夜間の温度差が激しく秋から冬にかけて濃霧が発生し盆地を包み豊かな自然環境を一層醸しだしている。

本町の総面積 8,487ha のうち、国有林 1,749ha、民有林 3,072ha で森林の総面積は 4,821ha であり、本町全体の 57% を占めている。

また、民有林の面積は 3,072ha で、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は 2,475ha と多くを占めており、40 年生（8 齢期）以上の収穫すべき段階の林分が 2,186ha で 88% を占め伐採期を迎えている。そのため、伐採期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化も進めていきたい。

このような現状の中で、森林の有する多面的機能の高度発揮と、地域林業の育成基盤の強化を図るため、保育及び間伐等を推進するための基盤である道路網の整備を促進し、優良資源の確保や国土保全の公益的機能の強化を図るため、計画的且つ一体的な森林整備を推進していくことが今後の課題である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能毎に、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を下記のとおり示す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保全する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

重視すべき機能に応じた森林の区分ごとに、次のとおり森林整備を推進する。

ア 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進する。

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。

また、集落等に接近する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林指定やその適切な管理を推進し、谷止や土留等の施設の設備を図る。

ウ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

また、快適な環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全、整備を図る。

エ 保健・レクリエーション機能

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

生態系の多様性等を保全する観点から、森林構成を維持することを基本とした保全を図る。

また、野生生物のための回廊の確保にも考慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な森林の整備を推進する。

なお、これらの森林整備を推進する上で最も重要となる林業労働力について、

錦町の林業労働力の担い手である森林組合などの林業事業者は、現在、保育作業を中心とした体制となっているが、主伐や利用間伐を推進するためには高性能林業機械の導入、活用も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進する。

また、適切な森林整備を推進していくために、林業事業者、林業普及指導員、森林管理署等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、その推進にあたっては、国、県の補助事業や地方財政措置等を有効に活用する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市町村、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を総合的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関し指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
全 域	40年	45年	35年	35年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系等を勘案して行う。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単体として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造

林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採)とする。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項 特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、人工造林の対象樹種は、以下に示すとおりであり、植樹に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中部から上部を基本として選択するものとする。

また、定められた樹種以外を植栽しようとする場合は、球磨地域振興局林業普及指導員又は当町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、標準的な植栽本数は下表のとおりとする。

複層林化や混交林化を図る場合の下層木については、成林後の成立本数及び上層木の伐採率を勘案したうえで下層木の植栽本数を決定し植栽するものとする。

また、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合や保育の簡素化を図るため植栽本数を少なくする場合は、球磨地域振興局林業普及指

導員又は当町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ・ヒノキ	中仕立て	3, 000本	
広葉樹	中仕立て	2, 000本	

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法について、下表のとおりとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。
植付けの方法	通常穴植えとし、正方形植栽又は三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。
植栽の時期	2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種について、下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	シイ、カシ、マツ、クヌギ、ケヤキ
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、更新対象樹種が生育し得る最大の立

木本数及び天然更新補助作業について以下のとおり定める。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこと。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新とする。

樹種	期待成立本数
2(1)の天然更新の対象樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、気候、地形、土壌等の自然条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について、下表のとおりとする。

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

- 1の(1)によるものとする。
 イ 天然更新の場合
 2の(1)によるものとする。

- (2) 生育し得る最大の立木の本数
 2の(2)によるものとする。

5 その他必要な事項

シカ被害等の発生が著しい地域にあっては、植栽木の健全な生長を確保するため、造林、保育等の施業と併せて防護柵等で鳥獣被害を最小限に止めるよう努めるものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の成育の促進並びに、林分の健全化及び利用価値向上を図るため、間伐の回数及びその実施時期、間伐率について、次のとおり定めるものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ	一般材	3,000	14	23	31			
	大経材	3,000	14	23	31	45	57	
ヒノキ	一般材	3,000	14	25	31			
	大経材	3,000	14	25	31	40	55	65

標準的な方法	備考
<ul style="list-style-type: none"> 初回は、除伐（植栽木以外の樹種の伐採）を兼ねた間伐とする。 2回目以降は、形成不良木を選定するとともに、林分密度管理図を参考として定量的に本数管理を行う。 間伐率は、強度の疎開を避けて決定するものとし、本数率で20～30%程度とする。 高齢級の森林における間伐については、成長力に留意して実施する。 間伐実施時期の間隔は、標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年を標準とする。 	

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分健全化を図るため、保育の時期、回数、作業方法について、次のとおり定めるものとする。

保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
下刈り	スギ ヒノキ	←															→
つる切り									←								→
除伐									←								→

標準的な方法	備考
<p>下刈り：植栽木が雑草木に被圧されなくなる時期までに年1回（必要に応じて2回）毎年実施する。</p> <p>つる切り：つるの繁茂状況に応じて、下刈り終了後2～3年毎に行う。</p> <p>除伐：つる切りと同時期に目的外樹種及び不良木を除去する。</p>	

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨及び当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知するものとする。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要がある森林の所在等は参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林等、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
別表1のとおり	50年	55年	45年	45年	20年	25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変異点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等とする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境保全機能の評価区分が高い森林等

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等とする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等とする。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等

具体的には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の保安林指定区域及び隣接地であって、作業路網の整備や災害等に対する的確な森林整備が行われている森林、地形条件が良く一体となって木材生産・集約化施業が行われている森林等とする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進することとする。

また、アの①～③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。それぞれの森林の区域については別表2により定める。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。アの④に掲げる森林については、原則として標準伐期齢以上の施業を推進すべき森林として定めるものとする。ただし、土砂流出防備保安林等の保安林指定区域であり、地形条件が悪く特に災害の発生が高い森林については、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹
別表1のとおり	80年	90年	70年	70年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林などについて、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定めることとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意し設定を行うこととする。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 の (1) のとおり	1,084.15	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 の (2) のとおり	16.53	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 の (3) のとおり	65.69	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	錦町水源涵養推進森林	別表 3 の (4) のとおり	263.62
	錦町災害防止土壌保全推進森林	別表 3 の (5) のとおり	176.75
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 3 の (6) のとおり	2,671.18	

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林	別表 4 の (1) のとおり	1,084.15	
長伐期施業を推進すべき森林	別表 4 の (2) のとおり	16.53	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	別表 4 の (3) のとおり	22.72
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別表 4 の (4) のとおり	42.97
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		
錦町水源涵養推進森林	標準伐期齢以上	別表 4 の (5) のとおり	263.62
錦町災害防止土壌保全推進森林	長伐期施業を推進すべき森林	別表 4 の (6) のとおり	12.86
	標準伐期齢以上	別表 4 の (7) のとおり	163.89

3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

錦町において、多面的機能の発揮を目的とした適正な森林施業を推進していくにあたっては、持続的かつ安定的な森林経営を確立するための体制整備が早急に求められている。このため、特に、不在村森林所有者や森林経営に消極的な森林所有者については、意欲ある林業事業体への森林施業・経営等の委託を進め、森林施業の集約化を図ることにより、森林の経営規模の拡大を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者、森林組合等への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画を作成した者のうち、任意計画事項である森林の経営の規模の拡大の目標を定めた者は、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて森林の経営の委託を受けることとする。

4 その他必要な事項 特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の大部分は5ha未満の小規模森林所有者であり、森林施業を重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整え森林施業の共同化の促進を行い、普及啓発活動を通じて森林所有者の共同施業に対する合意形成に努めると共に施業実施協定の締結、本町の林業労働力の担い手である森林組合との森林施業の委託促進を図っていくこととする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 特になし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこととする。

ウ 共同施業実施者の一人が（１）又は（２）により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項 特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、次のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用することとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系作業システム	25～40	0～35	25～75
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系作業システム	15～25	0～25	15～50
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5～15	0	5～15

地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方は、次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダトラック

急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック
----------------	-----	--------------	--------------	--------	--------	-------	------

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、「林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）」又は「林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第60号林野庁長官通知）」を基本として「熊本県林業専用道作設指針（平成23年9月26日付け林振第621号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うこととする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画について、下表のとおりとする。

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び 箇所数)	(利用区 域面積)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
該当 なし									
計									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めるとともに、台帳を作成して適切に管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を推進する観点等「森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）」を基本とし、「熊本県森林作業道作設指針（平成23年7月27日付け森整第348号熊本県農林水産部長通知）」に則って行うものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項 特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

本町の森林所有者は、先に述べたとおり森林経営が零細であり林業のみで生計を維持することは困難であると思われる。

上記状況により、林業従事者が一体となって安定的な事業量の確保に努め共同化及び合理化を進めると共に農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標に定め、林道、林業専用道、森林作業道の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方針

林業従事者の高齢化が進むなか、若い林業後継者の確保が心配されている。こうした状況の中で、適正な森林施業を実施していくためには、若い林業従事者から中堅従事者とバランスのとれた年齢構成の林業従事者の確保が大きな課題となっている。

今後の林業従事者については、森林組合が主となり事業量の確保による雇用の長期化、安定化を図ると共に、社会保障制度の充実、林業機械化の促進等による就労条件の改善、確保に努めるものとして魅力ある職場づくりに取り組んでいく。

また、若い林業後継者の育成を図るため、各種研修会等への参加の奨励を支援し、森林・林業に関する知識の習得や技術の向上を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の主な林業事業体である森林組合については、施業の共同化による受注体制の整備、営業活動の強化等を行い、高性能機械導入による生産性の向上、就労条件の改善による労働力の確保に努めて体質強化を図り、地域一体となり安定的な事業量の確保を図る。

その他、林業事業体においても、関係事業体との組織化を図り、講習会、先進地視察等を行い、技術、経営向上を図ると共に、さらに各事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

現在、林業を取り巻く状況は、木材価格の低迷、林業後継者の減少、高齢化等一層厳しいものとなっている。このような状況の中で、本町の人工林は8齢級以上の収穫すべき段階の林分が83%を占め、林業生産の維持増進を図るためには、機械化による新しい林業の展開とその担い手の確保に向けた取り組みが不可欠となってきている。

しかし、林家の経営は零細で、かつ、林内路網の整備が不十分なため機械化が遅れている。生産性の向上、労働強度軽減及び生産コストの低下を図るため林業機械の導入に不可欠な林道、林業専用道、森林作業道による林内路網の整備を積極的に推進するものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	全流域 （緩傾斜）	チェーンソー	ハーベスタ プロセッサ
	全流域 （急傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、スイングヤー ダ、タワーヤーダ、プロセッ サ
造林 保育等	地拵え、下刈	チェーンソー、刈払い 機	チェーンソー、刈払い機
	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 特になし
林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

ニホンジカによる被害が生じている森林及び被害の発生の恐れがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号 林野庁長官通知）に基づき、その森林被害の状況を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果や熊本県第二種特定鳥獣管理計画（平成27年度10月変更）、森林組合、猟友会、農業協同組合等の情報を基に、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表5に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進し、下記ア及びイを組み合わせるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置、維持管理及び改良の実施

なお、防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

イ 捕獲

わな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等の実施

実施に当たっては、国、県、地域住民等と合同での広域一斉捕獲や被害調査等を実施し、関係機関と連携した被害対策に取り組むものとする。

別表 5

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1～4 2 林班	3,071.66

2 その他必要な事項

(2) の実施について、現地調査、森林組合、森林所有者、猟友会等の関係団体から聞き取りを行うことにより、実施状況及びその効果の把握を行うものとする。なお、被害防止対策が実施されていない場合、速やかに森林所有者等に対して助言、指導を行い、鳥獣害の防止対策の実施を促すものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等の被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を町長が行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見、早期駆除などに向け、協議会等を開催するなど、県、森林組合、森林所有者等合意形成を図り防除対策等の体制づくりを推進する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める区域以外の森林については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備を基本とし、対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、防護柵の設置等による予防、被害の拡大等を防ぐためのわな（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）及び銃器による捕獲等の対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的に該当するときは、火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められる場合行うこととする。

なお、詳細については、「錦町火入れに関する条例昭和59年3月30日条例第8号」によるものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要があるときは、森林及び森林以外の森林であっても町長が個別に判断するものとする。

(2) その他 特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域 該当なし

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 特になし

施業の区分	施業の方法

3 保健機能森林の区域内における森林保険施設の整備に関する事項 特になし

(1) 森林保険施設の整備

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考

4 その他必要な事項 特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。(別図参照)

区域名	林班	区域面積 ha
木上区域	1～8林班	232.12

西区域	35～42林班	397.03
-----	---------	--------

2 生活環境の整備に関する事項 特になし

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 特になし

4 森林の総合利用の推進に関する事項 特になし

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

ボランティア団体等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、町として場所の選定、森林所有者等に対する説明を十分に行う等、斡旋活動に積極的に取り組むこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項 特になし

(3) その他

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、不在村森林所有者に対しては、錦町及び森林組合などの林業事業体がダイレクトメール等を利用して森林の状態及び機能・管理の重要性を認識させ林業経営への参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参加を促す。

6 その他必要な事項

なお、従前の森林施業共同化重点的实施地区において林道等基幹路網の開設を継続的に行っている路線については、下表のとおりとする。

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積 (ha)	備考
該当なし				